

地域資源活用・地域連携都道府県サポート業務企画提案書作成要領

広島県が実施する「地域資源活用・地域連携都道府県サポート業務」に関し、プロポーザル参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は次のとおり。

なお、「地域資源活用・地域連携都道府県サポート業務委託仕様書」の趣旨に沿って提案すること。

1 企画提案時の提出書類

(1) 企画提案書

- ①企画提案参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本1部、副本7部
- ②企画提案書（別紙様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本1部、副本7部
- (2) 団体目的等についての誓約書（別紙様式2）・・・・・・・・・・ 正本1部、副本7部
- (3) その他企画提案を説明するのに必要な書類
(用紙の大きさは日本産業規格A4とする。)・・・・・・・・・・・・ 正本1部、副本7部
- (4) (1) 及び (3) のデジタルデータ（PDF形式で5MB以内）

2 作成要領

(1) 一般事項

- ア 用紙は、原則A4版両面使用とし、縦置き横書き(横綴じ)とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
- イ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- ウ 専門的な知識を持たない者でも理解できるように極力わかりやすい表現で記載すること。
- エ 審査の公正を期すため、提案書の副本には、会社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。会社名を記載する場合は「当社」と記述すること。

(2) 各提出書類について

提案内容は企画提案書（別紙様式1）に沿って作成すること。なお、様式によって提案し難い場合は任意の様式でも差支えないものとする。

3 その他

- (1) 参加申込書を提出した後、企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（別紙様式3）を提出すること。

また、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取下願」を提出すること。

- (2) 提出された企画提案書について、県から内容についての質問及び訂正を求めることがある。
- (3) 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。「取下願」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。